

小田原市教育委員会定例会会議録

- 1 日時 平成28年4月21日(木) 午後7時00分～午後8時19分
場所 小田原市役所 7階大会議室

2 出席した教育委員の氏名

- 1 番委員 吉田 眞理
2 番委員 栢 沼 行 雄 (教育長)
3 番委員 萩 原 美由紀 (教育委員長職務代理者)
4 番委員 和 田 重 宏 (教育委員長)
5 番委員 山 口 潤

3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

- 教育部長 内 田 里 美
文化部長 関 野 憲 司
教育部副部長 隅 田 俊 幸
教育部管理監 鈴 木 一 夫
文化部副部長 安 藤 圭 太
文化部副部長 杉 崎 貴 代
教育総務課長 柏 木 敏 幸
教育指導課長 市 川 嘉 裕
指導・相談担当課長 石 井 美佐子
生涯学習課長 大 木 勝 雄
文化財課長 大 島 慎 一
図書館長 古 矢 智 子
教育指導課指導主事 高 田 秀 樹

(事務局)

- 教育総務課係長 高 瀬 聖
教育総務課主任 田 代 香

4 報告事項

- (1) 市議会3月定例会・予算特別委員会の概要について (教育部・文化部)

5 議事日程

- 日程第1 議案第10号 小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて (生涯学習課)
日程第2 議案第11号 小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて
(生涯学習課)

- 日程第3 議案第12号 キャンパスおだわら運営委員会委員の一部委嘱替えについて
(生涯学習課)
- 日程第4 議案第13号 学校運営協議会設置校の指定について (教育指導課)
- 日程第5 議案第14号 学校運営協議会委員の任命について (教育指導課)
- 日程第6 報告第8号 事務の臨時代理の報告(社会教育主事の任命)について
(教育総務課)
- 日程第7 報告第9号 事務の臨時代理の報告(小田原市立の学校に勤務する県費負担
教職員であった者に係る再就職の届出に関する規則)について
(教育総務課)

6 報告事項

- (2) 平成27年度下半期寄付採納状況について (教育総務課)
- (3) 教育委員会職員の公務災害の状況について (教育総務課)

7 議事等の概要

- (1) 委員長開会宣言
- (2) 3月定例会会議録の承認…吉田委員報告
- (3) 会議録署名委員の決定…萩原委員、山口委員に決定
- (4) 報告事項(1)市議会3月定例会・予算特別委員会の概要について(教育部・文化部)

教育部長…それでは、私から、報告事項(1)「市議会3月定例会・予算特別委員会の概要について」報告をさせていただきます。資料1をご覧ください。

1ページは、日程でございます。3月定例会の会期は、2月22日から3月25日まででございました。2月25日が厚生文教常任委員会、3月2日から4日までが代表質問及び個人質問、3月7日から24日までが予算特別委員会による平成28年度予算の審査でございました。このうち、3月15日が教育費の審査になりました。

2ページは、厚生文教常任委員会の概要でございます。教育部所管の「1議題」の「議案第2号 平成27年度小田原市一般会計補正予算(所管事項)」につきましては、国の補助金の採択状況により小学校中学校の改修工事及び幼稚園の空調設備工事にかかる費用につきまして、常任委員会での審議後、委員全員の賛成で「可決すべきもの」との決定を受け、3月2日の本会議において可決されました。

続きまして、3ページをご覧ください。教育部関連の代表質問といたしまして、公明党 奥山議員、誠風 加藤議員、日本共産党 吉田議員、政和 大村議員、志民の会 安野議員、光政会 鈴木美伸議員、新生クラブ 安藤議員の計7名から質問がありましたので、その要旨及び答弁の概要につきまして申し

上げます。

4 ページをご覧ください。まず、奥山議員からは、「学校トイレの洋式化について」質問がありました。

トイレの洋式化につきましては、市長から、小田原市スポーツ振興・教育環境改善基金の活用による3年間で各校の外トイレやプールのトイレ等を除く、校舎棟のトイレにおいて、児童・生徒数に応じた適正便器数に対して小学校で81%、中学校で79%、全体で80%の洋式化を進める計画である旨、答弁いたしました。

誠風 加藤議員からは、「全国学力・学習状況調査結果に対する対応について」質問がございました。「今後どのような学力向上策を取っていく予定なのか」では、教育研究所の「全国学力・学習状況調査の活用に関する研究」において、調査結果を学習指導の充実・改善にどのように活用するのかを研究し、その成果を各学校で共有することで、児童生徒の学力の向上につなげていくことや、各学校においても基礎的・基本的な学習・家庭学習・放課後学習の実施などの一層の充実を図るよう指導する旨を答弁いたしました。

また、「三学期制の考え方について」質問があり、本市においては、授業時間数の確保ができていたり二学期制に基づき実施されている教科の学習や学校行事といった教育課程が各校に定着していることなどから、二学期制を継続する旨、答弁いたしました。

日本共産党 吉田議員からは、「子育て支援教育の拡充」について質問がございました。

5 ページをお開きいただきまして、下から4段目、「いじめの未然防止対策について」では、平成27年度より「小田原市いじめ問題対策連絡会」を開催し、PTAや学校評議員会、スクールボランティア等の関係機関の連携により、地域ぐるみの見守り体制を整備することで未然の防止に努めている旨を答弁いたしました。

そのほか、「35人以下学級の拡充」「教職員の増員」「不登校児童生徒数の推移」、「スクールソーシャルワーカーの増員」及び「小中学校の空調設備設置の計画」について質問があり、それぞれ答弁いたしました。

6 ページをご覧ください。政和 大村議員からは、「今後の体力向上の取組について」質問がございました。

小学校では仲間と運動する楽しさを感じられる取組を行い、中学校では「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の分析結果を一人ひとりにフィードバックし、生徒自らが意識して体力向上に取り組むことができるよう指導しており、教育委員会では、神奈川県児童・生徒健康体力づくり推進委員である教員や指導主事を中心に会議を開催し、調査結果を生かした取組について検討をはじめたところで、今後は、体育系大学と連携した取組を各小中学校へ行っていく予定である旨を答弁いたしました。

このほか、「特色を生かした学校教育の推進について」や「放課後子ども教室の今後の方向性について」質問がございました。

7ページをご覧ください。志民の会 安野議員からは、「コミュニティスクールの趣旨とその拡充の意義について」質問がございました。これまでも、学校支援地域本部事業や未来へつながる学校づくり推進事業等により、地域一体教育に取り組んでおりますが、コミュニティスクールは学校・家庭・地域社会が一体となって、よりよい教育の実現を目指すものであり、拡充により一層の推進が図れるものと考えている旨答弁いたしました。

その他、「子どもの貧困対策について」の質問があり、答弁いたしました。

光政会 鈴木美伸議員からは、「本市の子どもの学力と体力」「社会を生き抜く力の養成」「地域一体教育、幼保・小・中一体教育」などの質問とともに、「学校施設整備基本方針に基づく修繕計画の進捗状況と今後の学校施設整備の取組について」質問がございました。

平成26年度・27年度の短期計画については、実績を報告し、平成28年度は引き続き、緊急度の高い修繕工事に取り組み、平成29年度以降は、本市全体の長期保全計画・維持修繕計画との連携を図りながら、学校施設の長寿命化、機能向上、さらには建替えなどを中長期計画に定め、これに基づき実施していく予定である旨を答弁いたしました。

8ページをご覧ください。新生クラブ 安藤議員からは、「放課後子ども教室の拡充について」質問がございました。

「放課後子ども教室の今後の拡充に向けた方針について」では、平成28年度については、各小学校の実情に合わせた実施方法を検討しているところであり、新たに3校が開設に向けて調整中であること、こうしたモデル校での実施経験を踏まえ、各学校の特色を生かした上で、平成32年度を目途に小学校全校に拡充したい旨を答弁いたしました。

また、「放課後児童クラブとの両立について」につきましても、モデル校での実績を踏まえ、一体的実施の可能性について研究していく旨を答弁いたしました。

その他、「トイレの洋式化」や「学校施設整備の優先順位について」質問がございました。

学校設備整備については、屋上防水改修など緊急性の高い修繕工事を優先的に進めており、平成28年度は、安全衛生管理の観点からカーペット敷きで汚れている教室の床改修工事を予定している旨を答弁いたしました。

以上でございます。

続きまして、予算特別委員会のうち、教育部関連の総括質疑の概要についてご報告いたしますので、資料の11ページをご覧くださいと存じます。

田中委員からは、「不登校対策強化事業について」質問がございました。「いじめに関する相談が増加傾向にあるかどうか分析しているのか」の質問では、

平成22年度から平成26年度における、いじめに関する相談件数は増えているものの、相談者実数は減少傾向にあり、相談件数の増加は保護者の意識の高まりや認知度の向上による結果と捉え、今後も様々な相談に対応できるよう、教育相談活動の充実を図りたい旨を答弁いたしました。

その他「少人数指導スタッフ事業費について」及び「スタディ・サポート・スタッフ事業費について」の質問があり、それぞれ答弁いたしました。

井上委員からは、「小学校教育環境整備費経費の工事請負費について」の質問がございました。

「学校トイレの改修工事に係る委託料、工事請負費について」は平成29年度に予定しているトイレの全面改修工事を行うための設計業務を委託するものであり、便器を和式から洋式へ交換するための工事ではなく、工事請負費については便器の和式から洋式への工事に加え、補修や改修する費用に安全率を見込んで算出したものである旨を答弁いたしました。

また、「屋内運動場のトイレの洋式化について」では、平成24年度・25年度の2年間で、災害時に広域避難所となる全小学校の屋内運動場のトイレに洋式トイレを男女各1基ずつ設置した。当然、屋内運動場のトイレだけでは対応できないことから、校舎のトイレも使用することになるため、校舎のトイレの洋式化を早急に進める必要がある旨を答弁いたしました。

12ページをご覧ください。小松委員からは、「学校給食経費等について」質問がございました。「消費税が10%になった時の給食費の対応について」では、消費税率が8%に引き上げられた際、小田原市学校給食費検討委員会にて、消費税率10%の引き上げ等も考慮したうえで、平成27年4月からの給食費を決定したことから、給食費を値上げする予定はないが、消費者物価等を勘案しながら、概ね3年ごとを目安に適正な給食費の額を検討していく方向で考えている旨を答弁いたしました。

俵委員からは、「教職員安全衛生推進事業費について」質問がございました。「学校現場における超過勤務教職員数について」では、毎月各学校から超過勤務者数の報告を受けているが、実態を正確に捉えられていないことも考えられることから、教職員衛生委員会等をとおして、正確に勤務状況を把握するよう指導している旨を答弁いたしました。

13ページをご覧ください。鈴木和宏委員からは、「子どもの生きる力育成経費について」質問がございました。「推薦研究の取り組みが、子供たちの学力向上に寄与しているのか」については、委託を受けた学校の研究は、研究書籍の購入や外部講師の招聘などの面でより充実したものになり、その結果を他校へ発信することで、子供たちの学力向上にも寄与するものと考えている旨を答弁いたしました。

篠原委員からは、「学校施設整備基本方針に基づく学校施設の老朽化対策について」質問がございました。「学校施設の老朽化の現状と位置づけについ

て」では、長寿命化対策、建替えといった、学校施設の計画的整備は重要度が高いと認識しており、平成28年度には、本市全体の長期保全計画・維持修繕計画との連携を図りながら、長寿命化・機能向上等を主眼とし、その中において順次工事に着手していきたい旨を答弁いたしました。

以上で、教育部に係る「市議会3月定例会・予算特別委員会の概要について」の報告を終わらせていただきます。

文化部長…引き続きまして、文化部所管の概要についてご説明申し上げます。資料の14ページをご覧ください。

文化部関連の代表質問といたしまして、誠風、日本共産党、志民の会、新生クラブの4会派から質問がございました。

資料15ページをご覧ください。はじめに、誠風 加藤議員から「史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想と基本計画策定について」質問がありました。

まず、「本丸・二の丸整備基本構想の見直し内容等」について質問があり、短期・長期の計画など、全体的なスケジュールの再調整や、御用米曲輪での調査成果に加え、植栽や便益施設のゾーニングという新たな状況など、広範囲に構想を練り直す必要が生じているため、庁内検討組織を立ち上げ、見直しを行っているところである旨、答弁いたしました。

また、「石垣山一夜城について」質問があり、原則、史跡指定の解除はできないこと、また、天守については、資料がほとんど残されていないため復元は困難だが、貴重な石垣が残されており、この遺構を顕在化させ、広く周知していききたい旨、答弁いたしました。

次に、日本共産党 吉田議員から「史跡小田原城跡整備について」質問がありました。

まず、「御用米曲輪の整備状況について」質問があり、御用米曲輪では、平成25年度から曲輪外周部の修景整備工事を進めているところである。また、北条時代の重要な遺構が発見されたことを受け、江戸時代の米蔵跡と合わせて御用米曲輪をどのような形で複合的に保存、整備していくか検討しているところである旨、答弁いたしました。

また、「住吉橋の耐用年数について」質問がありました。木製の橋の耐用年数は、気候等の外部環境や木材の種類、工法等により異なるが、大体20年から30年といわれている。架け替え後の住吉橋についても、同等の年数を想定している旨、答弁いたしました。

続いて、「図書館の整備について」質問がありました。

「小田原駅前の図書施設の整備」に関する質問に対し、幅広い層の皆さんにご利用いただくが、中でも、現在、若い世代の利用が少ないことから、通勤・通学者や子育て世代などの利用の拡大を目指している旨、答弁いたしました。

続きまして、志民の会 安野議員からも、「駅前図書施設の整備について」

質問がありました。

はじめに、「これまでの検討内容や課題について」に対し、「小田原市図書施設・機能整備等基本方針」では、本市の図書施設の課題として、若い世代の利用が少なく、図書館離れが顕著であるとしている。駅前図書施設の整備にあたってはこれらの課題に取り組むため、「次世代育成」・「利用の拡大」等をコンセプトに掲げて図書館として重点を置くべき機能等の検討を進めてきている旨、答弁いたしました。

次に、「図書施設と子育て支援施設の連携について」に対し、連携については今後、調整してまいりたい旨、答弁いたしました。

資料16ページをお開きください。続きまして、新生クラブ 安藤議員からは、「博物館構想の具体的な進捗状況」について質問がありました。

外部有識者等で構成する「博物館構想策定委員会」において、新しい博物館単体の施設はもとより、既存施設間の機能分担や連携、有形無形の豊富な地域資源の活用など、小田原全体を丸ごと博物館ととらえて、幅広にご協議いただいている。今年の夏までに答申いただき、基本構想として取りまとめる方向で考えている旨、答弁いたしました。

続いて、「市立図書館の整備について」として「市立図書館で所蔵する貴重な資料の保存について」質問がありました。市立図書館では、特別集書、古文書、文学資料など貴重な資料を数多く所蔵しており、これらの資料の保存ためには、目録作成などの整理作業を継続的に行うとともに、長期保存のための処理や修復と並行してデジタル化を進めているところであり、引き続き、資料の適切な保存と活用を図っていききたい旨、答弁いたしました。

次に、「史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想について」質問がありました。

「今後も、この基本構想に基づいて本丸二の丸整備を進めていくのか」質問があり、基本構想策定から20年余り経過しているが、引き続き、史跡の保存と活用を中心に据えつつも、城郭整備にとどまらない課題や新たな視点等を盛り込み、広範囲な構想の練り直しを行っている。この見直しの成果に基づき、今後とも本構想をもとに整備を進めていく旨、答弁いたしました。

以上で、文化部関係の「市議会3月定例会の概要について」の報告を終わらせていただきます。

(質 疑)

萩原委員…文化部関係の報告にある、吉田議員の「図書館の整備について」や安野議員の「駅前図書館について」など、市民の方は駅前にどんな図書館ができるのか、

とても興味があると思います。子育て世代を巻き込んだものにしていただきたいです。また、駅前を利用される子育て世代の人たちがどのように活用できるのか重点的に考えてほしいと思いました。

和田委員長…付け加えて言うならば、駅前に新たな施設として、UMECOができたが、駅から施設までの人の流れが一番に気になるところです。厚木の商業施設の中に活動拠点を1つ持っているけれども、厚木は地下道ですべてつながっており、傘をささずに移動ができます。施設そのものの内容も大切だけれども、利用者をどのように増やすかという観点もとても重要だと思います。意見です。

図書館長…ご意見ありがとうございました。まず、萩原委員からいただいたご意見ですが、図書館の方でも子育て世代の方に直接ご意見を伺うなどして、できるだけ子育て世代の方がご利用しやすい図書館、親しんでいただける図書館作りに努めてまいりたいと思っております。また、和田委員長のご意見については、所管課の方にも、教育委員会からご意見をいただいている旨、伝えてまいりたいと思います。

吉田委員…直接議会の答弁ということではないのですが、いじめの相談件数に関するご質問に関して、いじめという問題は教育委員会と大変深い関係があると思いますが、私が委員になってからいじめについて詳しいお話があった記憶がございません。この議会の説明も、これだけだとよく分からないので、今後もう少しいじめの状態、たとえば小田原市内でどんないじめがあって、相談された方たちがどんな状況で相談にいらして、相談の結果どうなり、どのようにフォローアップされているのかというようなことも知りたいと感じました。

和田委員長…最近の状態ですね。大津の事件の後は盛んに委員会の中でも議論が交わされていたと思いますが、確かに吉田委員が決まってからは、なかなかそういう機会がなかったのですね。ということなので、よろしくお願いします。

教育部長が答えているトイレの改修について説明をしてほしいのですが、井上議員への答弁の中で「安全率」という文言があります。少しわかりにくいのですが、これはなんでしょう。

教育総務課長…こちらにつきましては、これまでトイレの洋式化で便座部分だけを交換する工事というのを小田原市では行ったことがございませんことから、業者の見積もりを基本として、建築課が工事費を算出いたしました。当然便器の交換だけであれば、工事費というのはすぐ出るのですけれども、合わせて、周囲の床ですとか仕切り自体が、例えば水をかけて腐ってしまっているとか、ドアを中開きになっているものを引き戸にするのか外開きにするのかなど、洋式化することによって、細工をしなければいけないというところがございます。入札をかけますので、通常の工事費に多少、上乘せした部分がございしますが、その上乘せした部分を「安全率」ととらえていただければと思います。

和田委員長…はい、わかりました。

(その他質疑・意見等なし)

- (5) 日程第1 議案第10号 小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて
(生涯学習課)
- (6) 日程第2 議案第11号 小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて
(生涯学習課)
- (7) 日程第3 議案第12号 キャンパスおだわら運営委員会委員の一部委嘱替えについて
(生涯学習課)

提案理由説明…教育長、生涯学習課長

栢沼教育長…それでは、議案第10号「小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて」、議案第11号「小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて」及び議案第12号「キャンパスおだわら運営委員会委員の一部委嘱替えについて」をご説明申し上げます。小田原市社会教育委員及び小田原市郷土文化館協議会委員につきましては、推薦母体であります小田原市校長会の4月1日付けの教職員の人事異動に伴う推薦替え等によるものでございます。また、キャンパスおだわら運営委員会委員の推薦につきましては、母体の事情により委員の一部委嘱替えが生じたものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

生涯学習課長…それでは私から議案第10号、議案第11号及び議案第12号について、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第10号の「小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて」につきまして御説明申し上げます。

小田原市社会教育委員につきましては、小田原市社会教育委員条例第2条の規定により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から選出することとなっております。

資料の2ページ目を御覧ください。現在、小田原市社会教育委員は、平成26年8月1日から平成28年7月31日までの2年の任期で、継続中ですが、このたび、小田原市校長会の代表として委嘱しておりました、荻野淳一氏、西村泰和氏、また、家庭教育の向上に資する活動を行う者として委嘱しておりました、高橋文明氏が、平成28年3月31日をもって委員を退かれることとなりました。その後任といたしまして、小田原市校長会から桜井小学校長の宮内守氏、酒匂中学校長の長峯信哉氏を、小田原児童相談所から所長の浜田尚樹氏を御推薦いただきましたが、小田原市社会教育委員として適任と思われるので、委嘱いたしたく提案するものです。

次に、議案第11号の「小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて」につきまして御説明申し上げます。

小田原市郷土文化館協議会委員は、小田原市郷土文化館協議会規則第3条第1項の規定により、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験者の中から選出することとなっております。

資料の2ページ目を御覧ください。現在、郷土文化館協議会委員は、平成27年9月1日から平成29年8月31日までの2年任期で、継続中ですが、このたび、小田原市校長会の代表として委嘱しておりました、柳川ひとみ氏、平塚 広氏が、平成28年3月31日をもって委員を退かれることとなりました。その後任といたしまして、小田原市校長会から下曾我小学校長の奥村 真佐美氏、国府津中学校長の松本 ひとみ氏を御推薦いただきましたが、郷土文化館協議会委員として適任と思われるので、委嘱いたしたく提案するものです。

次に、議案第12号の「キャンパスおだわら運営委員会委員の一部委嘱替えについて」につきまして御説明申し上げます。キャンパスおだわら運営委員会委員につきましては、キャンパスおだわら運営委員会規則第3条の規定により、学識経験者、生涯学習の向上に資する活動を行う者、公募市民並びに教育委員会が必要と認める者の中から選出することとなっております。

資料の2ページ目を御覧ください。現在、キャンパスおだわら運営委員会委員は、平成27年6月1日から平成29年5月31日までの2年任期で、継続中ですが、このたび、教育委員会が必要と認める者として小田原高等学校からの推薦により委嘱しておりました、立花 ますみ氏が委員を退かれることとなりました。その後任として、小田原高等学校から、定時制教頭の山本 栄一氏を御推薦いただきましたが、キャンパスおだわら運営委員会委員として適任と思われるので、委嘱いたしたく提案するものです。

以上で、議案第10号、議案第11号及び議案第12号につきまして、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

和田委員長…以上で、文化部が関連する議題が終了いたしましたので、関係の職員は、ご退席ください。

(文化部職員 退席)

(7) 日程第4 議案第13号 学校運営協議会設置校の指定について (教育指導課)

提案理由説明…教育長、教育指導課長

栢沼教育長…それでは、議案第13号「学校運営協議会設置校の指定について」をご説明申し上げます。これは、小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第1項により学校運営協議会設置校を指定するものでございます。

細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

教育指導課長…それでは私から、議案第13号「学校運営協議会設置校の指定について」御説明申し上げます。

資料をご覧ください。このたび、片浦小学校、曾我小学校、豊川小学校の3校から小田原市学校運営協議会設置校の指定を受けることにつきまして、小田原市学校運営協議会設置規則第3条第1項の規定により申請がございました。

申請内容につきましては、学校運営協議会設置のねらいとして、「保護者や地域住民の力を学校運営に生かす『地域とともにある学校づくり』の推進等により、子どもや地域等が抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みを作る」となっております。また、保護者、地域住民等が学校運営や学校教育活動に参画し、支援する仕組みに向けては、『学校評議員』や『学校支援地域本部事業』などの取組をベースとし、段階的にコミュニティ・スクールに発展しながら組織的・継続的な体制を構築していく。さらに、学校運営の基本方針を承認することにより、共通した目標を持った学校支援活動を協働で展開していく。」となっております。申請にもとづきまして、この3校を学校運営協議会設置校として指定してよろしいかお諮りするものです。以上で、説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

(質 疑)

和田委員長…これは「地域の特性を生かして」ということが前提になっているわけですが、3校のそれぞれの特性を簡単にいうとどこでしょう。

教育指導課長…設置のねらい等を記載させていただいたところを表現させていただきましたけれども、片浦小学校につきましては、平成24年度から小規模特認校ということで、全市から子供たちが通い始めているところを含めまして、地域の皆さんと市内から全体で通学している子供たちとの共同と言いますか、そういうところが特色かと思えます。その中で学校運営協議会を設置していこうというところ

ろです。次に曾我小学校につきましては、やはり片浦小学校に近く規模がだいぶ小さくなってきている状況ではありますが、地域の皆さんのご協力によりまして、体験活動等非常に活発に実施、取組をしている学校でございます。そこも、特色の1つと考えまして、地域の皆さんと共に学校を作り上げていこうとしているところでございます。豊川小学校につきましては、以前から地域・自治会連合会等と協同した取組を活発に行っていたいただいている地域でございます。それに準ずる地域のコミュニティ組織の中に学校が入り込む中で、子供たちのラジオ体操活動でありますとか、そのような取組を今までも続けてこられた地域でございます。その上で、学校としまして、学校運営協議会を設置した中でさらに地域との協同を深めていこうという考えの3校でございます。

和田委員長…はい、よくわかりました。

吉田委員…3つの学校の2番のところの取組み方がそれぞれ違うのが地域性かなと思いつながら拝見しましたが、片浦小学校につきましては、学校評議員会がそのまま学校運営協議会になるという理解でよろしいでしょうか。他のところですと、学校評議員会とか、学校関係者評価委員とかいろいろなものをまとめながら、学校運営協議会にしていくのかなという風に思いますが、片浦小学校にはそういうものがないということですか。

教育総務課長…先ほど教育指導課長からも話があったように、片浦小学校につきましては平成24年度から小規模特認校という形をとらせていただいております。その際に、それまでは地域だけの学校でしたので、学校評議員制度がございましたけれども、市内全地域からお子様が来るということで、名前としては現在、「学校運営協議会」という名前を使わせていただいております。コミュニティスクールの元となる学校運営協議会とは異なりますけれども、学校評議員制度から少し進んだ形で各地域、つまり学区の中の保護者だけでなく他地域から来ている保護者も含めて、評議員制度というか学校運営に関わっていただくというような体制をとっておりますので、少し他の学校とは違う形で書かせていただいております。

吉田委員…分かりました。つまり、他の学校よりももう少しコミュニティスクールに近い形で今までもやってきていたということですね。

吉田委員…7ページに、議会の答弁の中でコミュニティスクールの指定についてのご質問がありますが、その答弁として、「学校運営協議会の設置目的が達成できるものと認める場合、コミュニティスクールとして指定する」というお答えとなっているっていうことは、いまさらですが、学校運営協議会を設置した学校をコミュニティスクールとするという、同義語でよろしいでしょうか。

そうすると、2番の文章が「コミュニティスクールを発展させながら」や、「コミュニティスクールに発展しながら」といった、運営委員会を設置された段階ですでにコミュニティスクールとして認定されているというはずですが、意味がちょっと取りづらいなという風に思いながら予習してきて分

なくなったので、その辺はどのような整理になっているのでしょうか。

教育総務課長…大変分かりにくい制度になっておりますが、まずは学校運営協議会を置いてもよいという学校を指定して、その次に今度は学校運営協議会の委員を委嘱するような形になります。指定学校として指定をしていただきたいということで学校の気持ちがコミュニティスクールに発展していくというような形で書かれておまして、少しタイムラグがあるということになります。

吉田委員…今の説明で大変よく分かりました。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(7) 日程第5 議案第14号 学校運営協議会委員の任命について (教育指導課)

提案理由説明…教育長、教育指導課長

栢沼教育長…それでは、議案第14号「学校運営協議会委員の任命について」を御説明申し上げます。これは、小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則第5条第1項により学校運営協議会委員を任命するものでございます。

細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

教育指導課長…それでは私から、議案第14号「学校運営協議会委員の任命について」を御説明申し上げます。資料をご覧ください。

先ほど、片浦小学校、曾我小学校、豊川小学校に小田原市学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールとして指定をしていただいたところでございます。ついては、小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則第5条第1項により、小田原市教育委員会が委員の任命を行うものとなります。

3校の校長からそれぞれ委員の推薦があり、片浦小学校からは委員として11人、曾我小学校13人、豊川小学校11人の申請がございました。推薦のあった3校の委員の任命についてお諮りするものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

(質 疑)

和田委員長…地域の教育において、重要な委員さんたちだろうと思いますが、これだけでは分からないのが年齢・個性。できれば幅広い年齢層を取り入れてもらいたいなという思いがありますが、いかがでしょうか。

教育指導課指導主事…委員の方々は、地域住民の方であること・保護者であるということ・校長であるということ・教育委員会が認める者、と規則で位置づいております。学校職員については、校長先生・教頭先生というような年代は大体同じですが、保護者世代というのは子供を持つ世代ですので、30代40代が多いです。地域住民の方につきましては、子育てを終えた方や自治会長や同窓会長、そういった意味で50代60代、そういった方が多いので、幅広い年齢層にはなっているかとは思いますが。

和田委員長…思い切って若い人がいてもいいのではないかと、とそんな気もしました。

吉田委員…設置規則にはないと思いますが、子供本人というのも本当は必要なのかなという風に思いました。

質問ですが、それぞれ地域住民とある方たちが団体の代表の方という形になっていますけれども、これについては、例えば会長さんが会長さんでなくなった場合に交代があると理解してよろしいですか。それともこの方に頼んでいて、たまたまこの方が会長さんですという標記になのかというところでございます。

教育指導課長…これまでの学校評議員の皆様につきましても、各団体の代表される方というような形で、あて職的な意味合いを持たれている方も多いと思われます。この委員の推薦につきましても、そのような形で考えられている学校が多い。それだけではない部分もございますけれども、それが多いかかと捉えさせていただきます。また、団体の中で事故があったときには、その団体の方が後任になるというような考えもあるかと思っておりますし、それも含めまして学校の方は、承認していただく中での役という意味で推薦してきていると思っております。

吉田委員…ありがとうございました。

和田委員長…実は私どもの団体でも、やはり世代交代というか引き継がれていくことが大変重要は課題となっております。我々の組織ですと役員としての「理事」と言います。「大学生入れようか」と話があるが、それが正式な理事として無理であれば、オブザーバーでも、理事に準ずるというところで会議に参加してもらってもいいのではないかと。特に地域に愛着を持ってもらうということについては、若い人たちを取り込んでいく知恵があってもいいのではないかと考えます。

教育総務課長…補足させていただきますと、学校運営協議会の委員につきましては、教育指導課の課長と指導主事から話がありまして、区分がされておりますけれども、当然学校運営協議会の会議の開催にあたりましては、関係者の出席ですとかそういったものも予定されておりますので、そういった中で若い人々を参画させていただくのも1つの方法かなと考えております。

和田委員長…ぜひ教育委員会の方からそういった意見が出たというところで活性化していただきたいですね。できるだけ。大学生レベル、高校生とかも今後選挙権も高校生に与えられるわけですから、やはりそういった配慮があってもいいのかなと思います。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(7) 日程第6 報告第8号 事務の臨時代理の報告(社会教育主事の任命)について
(教育総務課)

提案理由説明…教育長、教育総務課長

栢沼教育長…それでは、報告第8号「事務の臨時代理の報告(社会教育主事の任命)について」を御説明申し上げます。

去る4月1日付けで、別紙のとおり社会教育主事を任命いたしました。

これは、改正前の小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項に基づく付議事項でございますが、急施を要し、会議を開くことができなかつたため、同規則第4条第1項により、事務を臨時に代理させていただきました。ついては、同条第2項の規定により御報告するものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

教育総務課長…それでは私から報告第8号「事務の臨時代理の報告(社会教育主事の任命)について」を御説明申し上げます。報告第8号の2枚目を御覧ください。

社会教育主事の資格につきましては、中ほどの参考のところに掲げてございます社会教育法の規定に基づくものでございます。

今回、生涯学習課 主査 砂原 くりこが社会教育主事講習を修了したことに伴い、社会教育関係の職に3年以上従事し、勤務成績も良好であることから、社会教育法第9条の4第1項のイ及びロに規定する資格要件を有することとなりましたので、平成28年4月1日付けで社会教育主事に任命したものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

(質 疑)

萩原委員…社会教育主事の職務ということで、どういうところで活躍をされる方なのか教えてください。

教育総務課長…基本的には社会教育主事としてはですね、公民館であるとか家庭教育学習であるとか、そういったところでのプログラムですとか、あるいは授業のお手伝いといったものをする形になっております。配属につきましては、今後、生涯学習センターけやきに配属されるような形になるかと思っております。

(その他質疑・意見等なし)

(7) 日程第7 報告第9号「事務の臨時代理の報告（小田原市立の学校に勤務する県費負担教職員であった者に係る再就職の届出に関する規則）について」
(教育総務課)

提案理由説明…教育長、教育総務課長

栢沼教育長…それでは、報告第9号「事務の臨時代理の報告（小田原市立の学校に勤務する県費負担教職員であった者に係る再就職の届出に関する規則）について」を御説明申し上げます。

本年4月1日付け「小田原市立の学校に勤務する県費負担教職員であった者に係る再就職の届出に関する規則」が施行されました。これは、改正前の小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項に基づく付議事項でございますが、急施を要し、会議を開くことができなかったため、同規則第4条第1項により、事務を臨時に代理させていただきました。ついては、同条第2項の規定により御報告するものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

教育総務課長…それでは、報告第9号「事務の臨時代理の報告（小田原市立の学校に勤務する県費負担教職員であった者に係る再就職の届出に関する規則）について」御説明申し上げます。お手元の資料2枚目をご覧くださいと思います。

本規則は、小田原市職員の退職管理に関する条例の規定に基づき、小田原市立の学校に勤務する県費負担教職員であった者に係る再就職の届出に関し、必要な事項を定めるため制定するものでございます。

内容でございますが、まず1つ目として、「管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定める職は市立の小学校又は中学校の校長とすることとする。」としております。こちらは2月の定例会の時に条例改正の議案をお示しさせていただきましたが、一般職員だけでなく県費の教職員、小田原市立の小学校または中学校に勤務する県費の教職員についても、この市長の条例の適応を受けるということを御説明させていただきました。条例では県費の教職員というくくりでしたが、今回この規則を定めることによりまして、教職員のうち

校長をこの対象とすると定めるものでございます。

2点目でございますけれども、「小田原市教育委員会への再就職の届出を要しない場合について」を定めております。届出を要しない場合とは、3点ございまして、1つ目は、任命権者等の要請に応じ、地方公務員等となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合。2つ目は、定年退職した職員が再任用職員として採用された場合。3つ目は、営利企業以外の事業の団体の地位に就いた場合であって、小田原市教育委員会が別に定める額以下の報酬を得る場合でございます。こちらにつきましては、退職後引き続き地方公務員となる場合、再任用職員となる場合、基本的には営利企業に従事する場合に届出をなさないといいものですので、営利企業の団体でなおかつ「教育委員会が別に定める額以下の報酬」しかもらわない場合には届け出なくてよいと定めたものでございます。

最後に3つ目につきましては、教育委員会への再就職の届出についての手続きについて定めたものでございます。

以上で、報告第9号「事務の臨時代理の報告（小田原市立の学校に勤務する県費負担教職員であった者に係る再就職の届出に関する規則）について」の説明を終わらせていただきます。

(質 疑)

山 口 委 員…何度読み返してもよく分からなかったです。

教育総務課長…元となる小田原市の退職管理に関する規則がありまして、その条文を教育委員会の適用に合うように読み替えます。内容は、今、説明したとおり定めたものですので、ご理解いただければと思います。

(その他質疑・意見等なし)

報告事項（2）平成27年度下半期寄付採納状況について（教育総務課）

教育総務課長…それでは、報告事項（2）「平成27年度下半期寄付採納状況について」、御説明させていただきます。

平成27年度下半期の寄付件数につきましては、資料2の1ページから4ページまでございまして、物品が31、演劇無料提供が1でございます。本来であれば、その全てを説明するところでございますが、時間の関係がございまして、主な物とさせていただきます。

まず、1 ページ目、2 番目の水曜クラブ様からミニプール1 点、ワイヤレスアンプ1 点ほかということで、これは小田原市立幼稚園6 園に9 0 万円、1 園あたりが1 5 万円の寄付をいただいております。それぞれの幼稚園で必要な物を選定させていただきました。

続きまして、9 番、小田原ロータリークラブ様より、市立小学校9 校に図書を寄贈いただいております。これまでも毎年いただいておりますけれども、三の丸小学校から片浦小学校までの9 校ということで1 校あたり5 万円ずつの図書を寄贈いただいております。

それから、2 ページ目に移りまして、1 9 番、日本マクドナルド株式会社様から防犯笛1, 6 0 0 本を、市立小学校の新入学児童への防犯対策ということで、平たい持ち運びのできる笛を御寄付いただきました。

次に、2 0 番の、損害保険ジャパン日本興亜株式会社様、株式会社みずほ銀行様、明治安田生命保険相互会社様、第一生命保険株式会社様から、市立小学校の新入学児童への配布用として黄色いワッペン1, 7 3 2 枚を御寄付いただきました。

この黄色いワッペンは、新入学児童の交通事故が少しでもなくなるようにと、昭和4 0 年から毎年、全国の新入学1 年生を対象に寄付されておりました、今年で5 2 年目を迎えております。小田原市も5 2 回目の寄贈をいただいたところでございます。

最後4 ページですが、演劇無料提供ということで、四季株式会社様より、毎年こちらもご寄付いただいておりますけれども、こころの劇場ということで小学4 年生を対象に演劇鑑賞の提供がございました。平成2 7 年度は「むかしむかしゾウがきた」をご提供いただいたところでございます。説明は以上でございます。

(質 疑)

和田委員長…防犯用の笛によって助かったということをあまり聞いたことがありませんが、笛があったから良かったというようなことはあるのでしょうか。また、学校ではどういう機会に練習しているのですか。

吉田委員…配るだけだと使いませんよね。

教育総務課長…知る限りでは直接防犯に役立ったとは聞いておりませんが、非常にコンパクトで小さな物ですからポケットに入れられるようになっております。聞いた話ですが、中越地震のときに被災した大人が笛を吹いて、倒壊した家屋の下にいる自分の位置を知らせるといったところで使われたということもございまして、特に防犯ということではなくて、自分の位置を示すために使ってもらえ

ばよいかなと思っております。ただ学校でどのように指導をしているかまでは把握しておりません。

和田委員長…せっかく寄付をしてもらったのだから、寄付をくださった方への感謝の気持ちという意味で、笛を有効的に活用しているという何かしらの発信があってもいいのではないかと思います。

(その他質疑・意見等なし)

報告事項(3) 教育委員会職員の公務災害の状況について (教育総務課)

教育総務課長…それでは、報告事項3「教育委員会職員の公務災害の状況について」を御説明させていただきます。資料3を御覧いただきたいと存じます。

この報告につきましては、1年に2回、上半期と下半期で報告をさせていただいておりますが、今回は平成27年度下半期の公務災害の状況について報告させていただきます。

平成27年10月から平成28年3月末までの平成27年度下半期の公務災害発生件数は表にございますとおり、1件でございます。被災職員1、文化財課 史跡管理嘱託員は、平成27年11月12日に、国指定史跡小田原城跡小峯御鐘ノ台大堀切東掘において、草刈作業を行っていたところ、複数匹の小型の黒い蜂に後頭部及び左手を複数箇所刺され、「はち咬傷によるアナフィラキシー反応」と診断されました。

すでに治癒はしておりますけれども、過去にもはち咬傷によるアナフィラキシーショックが出てくるということですので、今後なるべくはちの被害にあわないようにと指導しているところでございます。以上でございます。

(質 疑)

萩原委員…11月12日ということはツーデーマーチの前の草刈ですか。この場所はコースルートですね。

和田委員長…アナフィラキシー反応といわれても分からないのですが、はちに刺されて反応を示す人と示さない人がいるのですか。

山口委員…過去に刺された既往があると抗体ができてしまう。異物が来たらやっつけるための物質、体の中に元々ない物質ができてしまって、そういう人が2回目以降刺されると体の中が過敏に反応してしまい、強いアレルギー反応が出てきてし

まう。それがアナフィラキシーという現象だったと思います。

和田委員長…1回経験のある人は怖いですね。

山口委員…2回目もアナフィラキシーってことはその前にも刺されていて、3回目以上ということだと思います。

教育総務課長…アナフィラキシー反応というのは非常に恐ろしく、これで抗体ができていたため、2回目以降になりますと過剰に反応し、呼吸困難等から、最終的には死に至るとというのが非常に例として多くございます。はちに刺されるというのは非常に怖いということでございます。この方も史跡管理員ということで、通常草刈業務をしていただいているので、十分注意はしていたのですが、それでも隙間のところを刺されてしまったということで、今後、肌が表に出ないようにガードを固めてくださいということで話はしているところでございます。

(その他質疑・意見等なし)

(9) 委員長閉会宣言

平成28年5月26日

委員長

署名委員（萩原委員）

署名委員（山口委員）